

東大阪市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市立体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市立体育館条例の一部を改正する条例

東大阪市立体育館条例（昭和42年東大阪市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「総合体育館」の次に「の施設」を加える。

第6条第1項中「体育館」の次に「の施設」を加え、同条第2項中「総合体育館」の次に「の施設」を加え、同条第4項中「体育館」の次に「の施設」を加え、「又は器具」を削り、同条第5項ただし書中「体育館」の次に「の施設」を加える。

第15条第2号及び第3号中「体育館」の次に「の施設」を加える。

別表第1備考1中「当該」を「次の表の」に改め、「率（」及び「は、それぞれ」の次に「同表の」を加え、同備考の表全施設の項中「の者の使用」を「の使用者の使用（使用者が団体である場合にあっては、規則で定める使用）」に改め、同表総合体育館の大アリーナ、小アリーナ及び武道場並びに東体育館の競技場の項を次のように改める。

総合体育館の大アリーナ、小アリーナ及び武道場並びに東体育館の競技場	営利を目的とする使用	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	5
		入場料又はこれに類するものを徴収する場合	10

別表第1備考1の表総合体育館の屋内プールの項中「入場料又はこれに類するものを徴

収して行う」を「営利を目的とする」に改め、同表総合体育館の研修室並びに東体育館の第1研修室、第2研修室、第3研修室、大会議室、中会議室、小会議室、和室及び控室の項中「営利目的を有する」を「営利を目的とする」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1備考1の表の規定は、この条例の施行の日以後の体育館の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の体育館の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東大阪市立体育館条例新旧対照表

新	旧
<p>(使用の調整)</p> <p>第4条の2 市長は、総合体育館の<u>施設</u>の専用使用と個人使用について必要な調整を行うため、それぞれの許可を行う期間、許可の申請の時期その他必要な事項について定めることができる。</p>	<p>(使用の調整)</p> <p>第4条の2 市長は、総合体育館の専用使用と個人使用について必要な調整を行うため、それぞれの許可を行う期間、許可の申請の時期その他必要な事項について定めることができる。</p>
<p>(使用料)</p> <p>第6条 体育館の<u>施設</u>の専用使用に係る使用料は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>2 総合体育館の<u>施設</u>の個人使用に係る使用料は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 体育館の<u>施設</u>の専用使用を行う場合において、その附属設備を使用する場合は、市長が定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 体育館の専用使用に係る使用料は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>2 総合体育館の個人使用に係る使用料は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 体育館の専用使用を行う場合において、その附属設備<u>又は器具</u>を使用する場合は、市長が定める使用料を納付しなければならない。</p>

5 前各項に定める使用料は、前納しなければならない。ただし、市長は、体育館の施設の専用使用の許可を受けた者が電子情報処理組織を用いて当該許可を受けたときは、後納させることができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行う体育館の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 体育館の施設の使用の許可、使用の許可の取消し等並びに設備の命令及び許可に関すること。

(3) 体育館の施設の使用料の減額及び免除並びに還付に関すること。

(4) (略)

別表第1 (第6条第1項関係)

体育館専用使用料金表

(略)

5 前各項に定める使用料は、前納しなければならない。ただし、市長は、体育館の専用使用の許可を受けた者が電子情報処理組織を用いて当該許可を受けたときは、後納させることができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行う体育館の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 体育館の使用の許可、使用の許可の取消し等並びに設備の命令及び許可に関すること。

(3) 体育館の使用料の減額及び免除並びに還付に関すること。

(4) (略)

別表第1 (第6条第1項関係)

体育館専用使用料金表

(略)

備考

1 体育館の施設の専用使用が、次の表の使用施設欄の区分に応じ、同表の使用欄に掲げる使用に該当する場合の使用料は、体育館専用使用料金表に掲げる額に、それぞれ次の表の加算率欄に定める率（同表の使用欄に定める2以上の使用に該当するときは、それぞれ同表の加算率欄に定められた率を乗じて得た率）を乗じて得た額とする。

使用施設	使用	加算率
全施設	土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされる日における使用 (略)	
	市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外 <u>の使用者の使用</u> (使用者が団体である場合に	1. 5

備考

1 体育館の施設の専用使用が、次の表の使用施設欄の区分に応じ、同表の使用欄に掲げる使用に該当する場合の使用料は、体育館専用使用料金表に掲げる額に、それぞれ当該加算率欄に定める率（使用欄に定める2以上の使用に該当するときは、それぞれ加算率欄に定められた率を乗じて得た率）を乗じて得た額とする。

使用施設	使用	加算率
全施設	土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされる日における使用 (略)	
	市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外 <u>の者の使用</u>	1. 5

	つては、規則で定める使用)		
総合体育館 の大アリー ナ、小アリー ナ及び武道 場並びに東 体育館の競 技場	営利を 目的と する使 用	入場料又はこれに類 するものを徴収しな い場合	5
		入場料又はこれに類 するものを徴収する 場合	10

総合体育館 の大アリー ナ、小アリー ナ及び武道 場並びに東 体育館の競 技場	入場料又はこれに類するもの を徴収して行うアマチュアス ポーツのための使用		5
	アマチ ュアス ポーツ のため の使用 以外の 使用	入場料又 はこれに 類するも のを徴収 しないと き。	6
		使用が営 利目的を 有しない とき。	12
		使用が営 利目的を 有すると き。	10
		入場料又 はこれに 類するも のを徴収 するとき。	



室、小会議

室、和室及び

控室

2～4 (略)

室、小会議

室、和室及び

控室

2～4 (略)